

札幌市旅館業法施行条例（平成 15 年条例第 12 号）（新旧対照表）

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第 1 条 （省略）</p> <p>（<u>ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>）</p> <p>第 2 条 旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）<u>第 1 条第 1 項第 11 号の条例</u>で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さのロビー等を有すること。</u></p> <p>(2) <u>宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さの洋式の食堂を有すること。</u></p> <p>(3) <u>送話、信号等によって従事者が客室に赴くことができる設備を有すること。</u></p> <p>(4) <u>玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア・イ （省略）</p> <p>ウ <u>縦及び横がそれぞれ 1 メートル以上である開口部を有する受付窓口が、宿泊者等の出入りを直接確認することができる通路に面して設けられていること。</u></p> <p>エ <u>受付窓口には、幅 0.3 メートル以上、長さ 1 メートル以上の受付カウンターが通路面から適当な高さの位置に設けられていること。</u></p> <p>オ・カ （省略）</p> <p>キ <u>客室の鍵を保管する設備が設けられているこ</u></p> | <p>第 1 条 （現行のとおり）</p> <p>（<u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>）</p> <p>第 2 条 旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）<u>第 1 条第 1 項第 8 号の条例</u>で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>(1) <u>玄関帳場を有する場合は、次の要件を満たすものとする</u>こと。</p> <p>ア・イ （現行のとおり）</p> <p>ウ <u>宿泊者等の出入りを容易に見ることができる位置で、宿泊者等が通過する場所に設けられていること。</u></p> <p>エ <u>受付窓口は、縦及び横がそれぞれ 1 メートル以上である開口部を有し、幅 0.3 メートル以上、長さ 1 メートル以上の受付カウンターが通路面から適当な高さの位置に設けられていること。</u></p> <p>オ・カ （現行のとおり）</p> <p>（削る。）</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p><u>と。</u> ク (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) <u>便所が設けられていない客室がある場合は、次の要件を満たす共同用の便所が設けられていること。</u> ア <u>便器は、おおむね客室（便所が設けられていない客室に限る。以下この号において同じ。）の定員 20 人ごとに、大使用及び小使用合わせて 3 個以上設けられており、かつ、適当数の女子専用のものがあること。</u> イ <u>2 階以上に客室を設ける場合は、各階ごとに設けること。ただし、2 階以上の部分でその階の客室の定員の合計が 20 人以下のときは、その階の 1 階下の階に併合して設けることができる。</u></p> <p>(7) <u>宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の調理室を有すること。</u></p> <p>(8) (省略)</p> | <p>キ (現行のとおり)</p> <p><u>(2) 玄関帳場を有しない場合は、客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）の出入口その他適当な場所に次に掲げる事項が表示されていること。</u> ア <u>近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名（法人にあっては、その名称）、連絡先及び所在</u> イ <u>事故の発生等の緊急時における迅速な対応を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）、連絡先及び所在</u> ウ <u>宿泊施設が旅館・ホテル営業の施設であること。</u></p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>便所が設けられていない客室（以下この号において単に「客室」という。）がある場合は、宿泊者等の利用しやすい位置に、客室の定員に応じた適当数の便器を有する共同用の便所が男子用、女子用の別に分けて設けられていること。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(9) (省略) (新設)</p> <p><u>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</u></p> <p><u>第3条 政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準については、前条第4号から第9号までの規定を準用する。この場合において、同条第4号キ中「客室」とあるのは、「客室(その出入口が施錠できる構造であるものに限る。)」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、旅館営業の施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有することとする。</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第4条 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準については、第2条第4号から第9号までの規定を準用する。この場合において、同条第4号キ中「客室」とあるのは「客室(その出入口が施錠できる構造であるものに限る。)」と、同条第5号オ中「2.47平方メートル」とあるのは「2.47平方メートル(階層式寝台を有する場合にあっては、1.65平方メートル)」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>(6) (現行のとおり)</p> <p><u>(7) 施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(<u>玄関帳場等を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設の構造設備の基準</u>)</p> <p><u>第3条 玄関帳場その他これに類する設備(以下「玄関帳場等」という。)を有する構造を持つ簡易宿所営業の施設に係る政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準については、前条各号(第1号ア及びエ、第2号並びに第4号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「玄関帳場」とあるのは「玄関帳場等」と、同条第3号ウ中「客室内」とあるのは「客室内(共用部分を除く。)」と、同号オ中「2.47平方メートル」とあるのは「2.47平方メー</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>2 <u>前項に定めるもののほか、政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 客室で食事を提供できないときは、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さの食堂を有すること。</u></p> <p><u>(2) 簡易宿所営業の施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>トル（階層式寝台を有する場合にあっては、1.65平方メートル）」と読み替えるものとする。 (削る。)</p> <p><u>(玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</u></p> <p><u>第4条 玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所営業の施設に係る政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準については、第2条第3号及び第5号から第7号までの規定を準用する。この場合において、同条第3号ウ中「客室内」とあるのは「客室内（共用部分を除く。）」と、同号オ中「2.47平方メートル」とあるのは「2.47平方メートル（階層式寝台を有する場合にあっては、1.65平方メートル）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、玄関帳場等を有しない構造を持つ簡易宿所営業の施設に係る政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(善良な風俗を保持する必要がある地域における<u>ホテル営業等の施設の構造設備の基準の特例</u>)</p> <p>第5条 <u>ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設</u>で、その施設の敷地の全部又は一部が別表1に掲げる区域内にあるものの構造設備の基準は、前3条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 駐車施設から直接個々の客室に入ることなく、玄関帳場及び人の専用に供する共用廊下(非常用階段又は非常口とみなされるものを除く。)を通って個々の客室に出入りする構造であること。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準については、<u>第2条第5号から第7号まで</u></p> | <p><u>第4条の3各号のいずれにも該当する設備を備えること。</u></p> <p>(2) <u>宿泊施設の出入口その他適当な場所に次に掲げる事項が表示されていること。</u></p> <p>ア <u>近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名(法人にあっては、その名称)、連絡先及び所在</u></p> <p>イ <u>事故の発生等の緊急時における迅速な対応を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、連絡先及び所在</u></p> <p>ウ <u>宿泊施設が簡易宿所営業の施設であること。</u></p> <p>(善良な風俗を保持する必要がある地域における<u>旅館業の施設の構造設備の基準の特例</u>)</p> <p>第5条 <u>旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設</u>で、その施設の敷地の全部又は一部が別表1に掲げる区域内にあるものの構造設備の基準は、前3条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 駐車施設から直接個々の客室に入ることなく、<u>玄関帳場又は玄関帳場等</u>及び人の専用に供する共用廊下(非常用階段又は非常口とみなされるものを除く。)を通って個々の客室に出入りする構造であること。</p> <p>(2)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準については、<u>第2条第3号(エを除く。)</u>の規</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p><u>(第5号エを除く。)</u>の規定を準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>政令第1条第4項第5号</u>の条例で定める構造設備の基準は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 客室の数は、5室以上であること。</u></p> <p><u>(2) 客室の床面積は、4.95平方メートル以上であること。</u></p> <p>(構造設備の基準の緩和)</p> <p>第7条 <u>ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業</u>の施設で、特別の事情があるものについては、市長が衛生上又は善良な風俗の保持上支障がないと認めた場合には、第2条から前条までに規定する構造設備の基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>第8条・第9条 (省略)</p> <p>(営業の施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(1) 採光又は照明は、<u>次のとおり</u>とすること。</p> <p><u>ア 客室、ロビーその他これらに類する場所</u>にあつては、<u>床面において70ルクス以上の照度を有すること。</u></p> <p><u>イ 洗面所、浴場及び便所</u>にあつては、<u>床面において20ルクス以上の照度を有すること。</u></p> <p><u>ウ 廊下、階段その他の通路</u>にあつては、<u>床面にお</u></p> | <p>定を準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>政令第1条第3項第5号</u>の条例で定める構造設備の基準は、<u>客室の床面積が4.95平方メートル以上</u>であることとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(構造設備の基準の緩和)</p> <p>第7条 <u>旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業</u>の施設で、特別の事情があるものについては、市長が衛生上又は善良な風俗の保持上支障がないと認めた場合には、第2条から前条までに規定する構造設備の基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>第8条・第9条 (現行のとおり)</p> <p>(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第10条 (現行のとおり)</p> <p>(1) 採光又は照明は、<u>施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有すること。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|----|-------|---|----|-------|
| <p>いて常時 10 ルクス以上の照度を有すること。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>営業</u>の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等については、次に掲げるところにより措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>(7)～(10) (省略)</p> <p>2 営業者（法第3条の2第1項の営業者をいう。以下同じ。）は、前項に定めるもののほか、その<u>営業</u>の施設について、適切な衛生管理に努めるとともに、利用者から健康被害（その症状が、当該施設に起因する、又はその疑いがあるとの医師の診断を受けたものをいう。）に関する情報の提供を受けたときは、速やかに、その旨及び当該情報を市長に報告しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 (省略)</p> <p>別表1（第5条関係） (省略)</p> <p>別表2（第12条関係）</p> | | | <p>(2)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) <u>旅館業</u>の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等については、次に掲げるところにより措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (現行のとおり)</p> <p>(7)～(10) (現行のとおり)</p> <p>2 営業者（法第3条の2第1項の営業者をいう。以下同じ。）は、前項に定めるもののほか、その<u>旅館業</u>の施設について、適切な衛生管理に努めるとともに、利用者から健康被害（その症状が、当該施設に起因する、又はその疑いがあるとの医師の診断を受けたものをいう。）に関する情報の提供を受けたときは、速やかに、その旨及び当該情報を市長に報告しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 (現行のとおり)</p> <p>別表1（第5条関係） (現行のとおり)</p> <p>別表2（第12条関係）</p> | | |
| 番号 | 区分 | 手数料の額 | 番号 | 区分 | 手数料の額 |

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-----|------------------------|-------------------|------------------|------------------------|-------------------|
| 1 | 法第3条第1項の規定による旅館業の許可の申請 | | 1 | 法第3条第1項の規定による旅館業の許可の申請 | |
| | (1) ホテル営業 | 1件につき 25,000 円 | | (削除) | (削除) |
| | (2) 旅館営業 | 1件につき 24,000 円 | | (1) 旅館・ホテル営業 | 1件につき 22,800 円 |
| | (3) 簡易宿所営業又は下宿営業 | 1件につき 20,500 円 | (2) 簡易宿所営業又は下宿営業 | 1件につき 20,500 円 | |
| 2 | (省略) | (省略) | 2 | (現行のとおり) | (現行のとおり) |